

「児童とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール」について

西神吉小学校

1 教職員と児童との携帯電話での通話及びメール・SNS（LINE等）の使用について

（1）携帯電話での通話について

- ①児童へ連絡を行う場合は、児童の携帯電話には行わず、児童宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。
- ②児童からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。
- ③緊急の連絡を必要とする場合、又は児童の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に児童の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

（2）メール・SNS（LINE等）について

- ①教職員と児童の間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（行事指導等）で、関係児童全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
- ②教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明し、保護者から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。

2 児童との面談や相談等の実施方法について

- ①児童との面談や相談等は、電話（携帯電話を含む）やメール・SNS等を使用して行わない。
- ②原則として校内又は保護者在宅時の児童宅で実施する。
- ③実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。
特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
- ④1対1で実施する場合は、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない配慮をする。

3 その他

上記の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

（附則）

この校内ルールは、令和3年5月14日より実施する。